

◆自主防災組織補助制度◆

自主防災組織補助金は、地震、火災、水害等の災害による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織が防災活動に必要な資機材の購入や自主防災活動に係る経費の一部を補助する制度です。

(1) 防災組織結成時資機材購入費

補助対象経費	対象となる資機材
情報伝達用	ハンドマイク、携帯用ラジオ、携帯用無線機等
消火用	街頭用消火器、水バケツ等
救出救護用	担架、救急箱、リヤカー、毛布、強力ライト、ロープ等
対策本部用	標旗、腕章、ヘルメット等

- ・補助率 10/10
- ・補助限度額 10万円 結成時1回のみ申請可能

(2) 防災組織継続資機材購入費 ※(1)との併用不可 (5年経過後に利用可能)

補助対象経費	※(1) 防災組織結成時資機材購入費と同じ
--------	-----------------------

- ・補助率 10/10
- ・補助限度額 世帯数に応じた額 5年に1回申請可能 (下表参照)

0～100世帯	50,000円	501～800世帯	80,000円
101～300世帯	60,000円	801～1000世帯	90,000円
301～500世帯	70,000円	1000世帯以上	100,000円

(3) 自主防災活動経費

補助対象経費	内 容
自主防災訓練に必要な経費	初期消火訓練に係る経費 (消火器の詰替え等) 救出救助訓練に係る経費 (材料費等) 応急救護訓練に係る経費 (講習材料、資材費等) 炊出し訓練に係る経費 (炊飯用具、材料費等) 訓練要項及びパンフレットの作成に係る経費
啓発活動に必要な経費	講演会開催、パンフレット、防災マップ作成等に係る経費
避難行動要支援者の対応に必要な経費	名簿・マップ作成等に係る経費
資機材の維持管理に必要な経費	点検修理、燃料等に係る経費

- ・補助率 10/10
- ・補助限度額 3万円 毎年申請可能

(4) 防災環境整備に係る経費

補助対象経費	内 容
避難道路等の整備に必要な経費	避難道路及び避難道路付帯設備の整備に係る経費 (舗装、手摺の設置等) 避難誘導看板等の設置に係る経費 (避難路標識、海拔表示板等) 危険箇所の撤去及び整備に係る経費 (ブロック塀撤去、生垣整備等)
防災倉庫等の整備に必要な経費	防災備蓄品等の保管施設整備に係る経費

- ・補助率 2/3
- ・補助限度額 30万円 5年に1回申請可能

(5) 人材育成に係る経費 ← 新規追加

補助対象経費	内 容
防災士の資格取得に必要な経費	防災士養成講座受講費用(防災士教本代、防災士資格取得試験料、防災士認定登録費用) 養成講座受講会場までの交通費、宿泊料

- ・補助率 2/3
- ・補助限度額 5万円 毎年申請可能